

## 平成31年度 法人が連帯保証人となる場合について

介護福祉士修学資金の申し込みは4月中旬から5月中旬までの期間となります。そのため、連帯保証を予定されている法人につきましては、連帯保証人要件を満たすか、いくらまで（上限金額）保証が可能かを確認するために、事前に審査をさせていただきます。

### ◆申込資格◆

法人が連帯保証人になるためには、以下の要件を満たすことが必要です。

- ① 奈良県内において貸付制度における返還免除対象業務を申込み前5年度以上にわたって継続して営んでいる法人であること。
- ② 中央福祉人材センター及び奈良県福祉人材センターが運営する「福祉のお仕事」サイトにおいて、奈良県内の事業所登録を行っていること。
- ③ 財務状況が健全であり、保証能力を有する法人であること。
- ④ 連帯保証した修学生が他の法人へ就職を希望した場合、本貸付の連帯保証に関する違約金や損害金などを請求しないこと。
- ⑤ 過去5年以内において、営業を廃止又は解散していないこと、破産、和議、会社整理、会社更生の申し立てがないこと、財産上の信用における差押え、仮差押え、仮処分を受けていないこと、財産上の信用に係る競売、強制執行、遅滞処分などを受けていないこと、営業停止処分、手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。

### ◆提出書類と事前審査について◆

#### 申込手順

申込の手順は次のとおりです。審査上必要な書類がある場合、別途提出をお願いすることがありますのでご了承ください。提出いただく書類の内、②は原本、③は原本証明を行ったものを提出してください。

申込に必要な下記の書類を整えてください。

- ① 介護福祉士修学資金連帯保証人申込書
- ② 履歴事項全部証明書（申し込み日前3ヶ月以内発行のもの）
- ③ 決算関係書類（2年分）
- ④ 当該年度の事業計画書
- ⑤ 法人もしくは事業所のパンフレット等

郵送もしくは持参により奈良県社会福祉協議会へ後提出ください。

#### 事前審査受付期間

平成31年4月1日（月）～平成31年4月19日（金）

連帯保証の可否の決定の通知をおこないます。

#### ◆事前審査後の手続きについて◆

選考会で選考後、修学生が誓約書を提出する際に、連帯保証に関する法人としての決定が確認できる書類（法人理事会議事録、取締役会議事録の写し）を提出ください。

誓約書などの提出をいただき、貸付決定後、送金します。その際に借用書に法人代表者の署名・捺印をし、印鑑証明書を添付してください。送金は6月と10月の2回に分割して貸し付けすることとします。

貸付期間中は、修学生が資格取得に励むよう支援ください。

#### ◆貸付決定後の留意点◆

この修学資金は、介護福祉士の専門資格を有する質の高い人材の確保を図り、奈良県内の福祉サービスの質の向上を目的としていますので、本会が定める返還免除や猶予の事由に該当する場合を除き、修学生が責任を持って返還しなければなりません。また、修学生本人が何らかの理由により返還できなくなった場合は、連帯保証人にその債務を負担いただきます。

返還の事由が生じた場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月から、5年以内に本会が指定する方法により返還しなければなりません。

なお、正当な理由なく返還期日までに返還できなかったときは、返還期日の翌日から返還日までの日数に応じて「年率5%」の延滞利息を支払わなければなりません。

#### ◇貸付に関するお問い合わせ◇

この修学資金貸付に関することをご不明な点などありましたら、下記のみでお問い合わせ下さい。

＝問い合わせ先＝

社会福祉法人 奈良県会福祉協議会（生活支援課）  
〒634-0061 奈良県橿原市大久保町320-11  
TEL：0744-29-0100  
FAX：0744-29-0101

（作成：平成31年3月）